

川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要

第1 背景

平成24年8月子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）の成立に伴い、児童福祉法が改正されました。改正児童福祉法には第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないことになりました。

この場合、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、厚生労働省令で定める国の基準に従い、その他の事項については、国の基準を参酌して定めることになっています。

※放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもので、川辺町では「放課後児童クラブ」として実施しています。

第2 従うべき基準と参酌すべき基準

| | |
|---------|--|
| 従うべき基準 | 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。 |
| 参酌すべき基準 | 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。 |

第3 基準の策定にあたり本町の考え方

町では、厚生労働省令で定められた基準について、町独自の基準が必要であるかを検討しました。その検討の結果、厚生労働省令で定められた基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、基準（案）においては、厚生労働省令に定める基準と同様の内容となっています。

第4 川辺町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)について

※ 従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

| 項目 | 国の示す基準 | 区分 | 本町の基準 | 本町の考え方 |
|-------------------|--|----|-------|----------------------------|
| 最低基準の目的等 | ①放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 ②市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 最低基準と放課後児童健全育成事業者 | ①放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させなければならない。 ②最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 ③市町村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 放課後児童健全育成事業者の一般原則 | ①小学校就学児童のうち保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、家庭や地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。 ②放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して、運営を行わなければならない。 ③放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者・地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ④放課後児童健全育成事業者は、運営の内容について、自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。 ⑤場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 非常災害対策 | ①放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 ②訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |

| | | | | | |
|---------------|------|---|---|------|----------------------------|
| 職員の一般的要件 | | 利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 職員の知識及び技能の向上等 | | ①職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ②放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 設備の基準 | 専用区画 | 放課後児童健全育成事業所には、「遊び及び生活の場としての機能」と「静養するための機能」を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| | 面積 | 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね 1.65 m ² 以上でなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| | その他 | ①専用区画並びに設備及び備品等（次項において「専用区画等」とい。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 ②専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 職員 | 職員数 | ①放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ②放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ※補助員とは、放課後児童支援員が行う支援を補助する者をいう。 | 従 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |

| | | | | |
|---------------|---|---|------|----------------------------|
| 従事者 | 放課後児童支援員は、以下のいずれかに該当する者であり、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。 ①保育士 ②社会福祉士 ③高等学校等を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭となる資格を有する者 ⑤大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ⑦大学院で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業生等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めたもの | 従 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 職員の経過措置 | 施行の日から平成32年3月31日までの間、「従事者」に関する基準中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 | 従 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 児童の集団の規模 | 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われているものをいい、一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 専任の例外 | 支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所で、支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合を除く。 | 従 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 利用者を平等に取り扱う原則 | 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |

| | | | | |
|--------|---|---|------|----------------------------|
| 虐待等の禁止 | 職員は、利用者に対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 衛生管理等 | ①放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等、飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②放課後児童健全育成事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ③放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備え、適正な管理を行わなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 運営規程 | 放課後児童健全育成事業所ごとに、次の事業運営上の重要事項について規程を定めておかななければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 帳簿 | 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 秘密保持等 | ①職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。 ②職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 苦情への対応 | ①行った支援に関する保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。 ②行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ③社会福祉法に定める運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |

| | | | | |
|----------|--|---|------|----------------------------|
| 開所時間及び日数 | <p>①開所時間について次の区分に応じて、それぞれに定める時間以上を原則として、その地域の児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して事業所ごとに定める。</p> <p>ア：小学校の授業の休業日 8時間/日 イ：小学校の授業の休業日以外 3時間/日</p> <p>②開所する日数は原則250日以上/年とし、その地域の児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。</p> | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 保護者との連絡 | 常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 関係機関との連携 | 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |
| 事故発生時の対応 | <p>①放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により、事故が発生した場合、速やかに、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> | 参 | 国に従う | 国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。 |